

## 保育所の認定基準および必要書類について（保育所に継続入所できる基準）

以下の条件により保護者が児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所に継続して通うことができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を現況届に添付して提出してください。

なお、必要書類については、現在（提出時点）の事由にあったものを添付してください。提出後に事由が変更となった場合は、その都度こども育成課で手続きが必要となります。

就労証明書は就労先等で漏れがないように記入してもらってください。書類不備で認定基準の内容が確認できない場合、お子さんの保育所の入所が解除となりますので御注意ください。

**★下記書類は児童一人につき父母それぞれ1部ずつ必要となりますが、兄弟姉妹がいる場合は一方に原本をつけていただければ、もう一方はコピーでも構いません。**

事 由	必 要 書 類	児童の保育を必要とすると認められる要件
就 労	<b>・就 労 証 明 書</b> (令和7年9月以降に発行されたもの) ※8月中に発行されたものをすでに市に御提出済みの方で、9月以降の再発行が難しい方は御相談ください。	居宅外や自営等で、 <b>週2日以上(日曜日は含まない。)</b> で、かつ、 <b>実務で週12時間以上の仕事</b> をしていることを常態としている場合
		内職で、 <b>月収15,000円以上(産後1年未満は、月収10,000円以上)の実績</b> がある場合
育児休業	就労証明書の「育児休業の取得」・「育児のための短時間勤務制度利用の有無」にも必要事項を記入	入所中の児童(上の子)の弟または妹(下の子)の出生に伴い、就業規則等に定める育児休業を取得している場合（下の子が生まれた日から1年6か月が経過する月の末日、または、満1歳に達する日の属する年度の翌年度4月末日のいずれか長い期間までに職場復帰する場合は、下の子の育児休業を取得中であっても上の子は継続して入所が認められます。ただし、前記の期限までに理由を問わず職場復帰していない場合、下の子が生まれた日から1年6か月に達する日の属する月末、または、満1歳に達する日の属する年度の翌年度4月末日をもって、上の子は解除（退園）となります。
出 産	<b>・母子手帳の写し</b> (表紙・予定日が確認できるページ)	出産の場合（出産予定月を挟んで前後2か月の計5か月以内） ※出産要件の前後も、出産以外の要件に該当していること
疾病・障害等	<b>・診断書または障害者手帳の写し</b> <b>・病気等状況報告書</b>	保護者が病気や負傷または心身に障害があり、療養をしなければならない場合(診断書は、 <b>令和7年9月以降</b> に発行されたもの)
介護・看護	<b>・診断書または障害者手帳や介護保険被保険者証等の写し</b> <b>・介護・看護状況報告書</b>	長期にわたる病気や負傷で療養または心身に障害のある親族の看護に常時当たっている場合(診断書は、 <b>令和7年9月以降</b> に発行されたもの)
就 学	<b>・在学証明書</b> <b>・授業カリキュラム</b>	<b>週2日以上(日曜日は含まない。)</b> で、かつ、 <b>週12時間以上</b> 、居宅外で、就学または技能習得を行っている場合（自動車教習所・パソコン教室は認められません。）原則として、学校法人の学校、専門学校など
災害復旧等	・具体的状況を証明する書類	地震、火災や風水害などの災害に遭い、家屋の破損のため復旧等に当たっている場合や両親が不存在の場合など ※事前にこども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。

**注1** 提出された書類の内容に**虚偽の事実**(就労していないのに証明書だけ書いてもらった・介護の実態がないなど)が発覚した場合または保育所の入所基準に該当しなくなった場合は、保育所の入所が解除(退園)となります。

**注2** 提出していただいた書類の内容について、随時、就労先等に調査・確認をいたします。

**注3** **書類不備等の理由により市役所に来庁していただく場合があります。**

**注4** 保育児童および同居の家族が障害者手帳または特別児童扶養手当証書を所持している場合、副食費の徴収可否が変更になることがありますので手帳・証書の写しを添付してください。